

意見公募制度（パブリックコメント制度）とは

意見公募制度（パブリックコメント制度）とは、市が政策等を決定する場合、その案を市民のみなさんに公表し、みなさんから提出されたご意見、ご提案を参考に意思決定を行い、その検討結果とともに、提出された意見等に対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続をいいます。（パブリックコメント＝「パブリック（public）＝公衆」と「コメント（comment）＝意見」を組み合わせたもので、「意見公募」を意味します。）

意見公募手続の流れ

市が政策等の案を作成します。

政策等とは「基本構想、総合計画、個別行政計画、市民の権利を制限又は市民に義務を課す条例及び規則、審査基準、処分基準、行政指導指針」などをいい、市がこれらを策定又は制定、改廃する場合に意見公募手続を行います。



市が政策等の案を市民のみなさんに公表します。

市民のみなさんに公表するもの

公表の方法

- ・ 政策等の案
- ・ 政策等の案の趣旨、目的、背景その他案を理解するために必要な資料

- ・ 市ホームページへの掲載
- ・ 市が指定する場所での閲覧または配付
閲覧（担当課、行政資料室、図書館、各公民館）
配付（担当課）



市民のみなさんから意見を募集します。（意見提出期間は30日以上）

意見を提出する方法

意見を提出するために必要な記載事項

- ・ 担当課への文書持参
- ・ 郵送等
- ・ 電子メール
- ・ ファクシミリ

- ・ 住所
- ・ 氏名又は団体名
- ・ 連絡先（電話番号など）



市は提出意見を十分考慮して政策等を定めます。

案に反映できる提出意見

案に反映できない提出意見

⇒意見に基づき政策等の案を修正します。

⇒反映できない理由を示します。（一部除く。）



市は、①意見公募手続を実施した政策等の題名 ②政策等の案の公表の日 ③提出意見 ④提出意見を考慮した結果及びその理由を公表します。公表の方法は意見を募集する時の方法に準じます。（原則として個人あての回答はしません。）



議会の議決を要するもの⇒ 議会へ提出・議決



政策等の決定・施行

《その他特例事項》

※やむを得ない理由により意見提出期間を30日以上設定できない場合、その理由を明示して意見提出期間を短縮し、意見公募手続を行なう場合があります。

※木更津市意見公募手続に関する条例第4条の規定により、意見公募を実施せずに政策等を定めたときは、政策等を公にすると同時に①政策等の題名及びその趣旨 ②意見公募手続を行わなかった旨及びその理由を公表します。

※意見公募手続を実施したにもかかわらず、政策等を決定しなかった場合、①政策等の題名 ②政策等の案の公表の日を公表します。